

「職業生活と家庭生活との両立」

女性活躍推進法に基づく2023年度情報公開項目「有給休暇取得率」

2021年度 全従業員が年間5日以上の有給休暇を取得（100%達成）

2022年度 全従業員が年間5日以上の有給休暇を取得（100%達成）

2023年度 （必達目標）100%達成を継続する